



県章

群馬県報

平成25年
3月1日(金)
第9075号

目次

ページ

告 示

○群馬県県政功労者表彰規程の一部を改正する告示(総務課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	3
○同	3
○道路の区域変更(道路管理課)	4
○同	4
○同	5
○同	5
○道路の供用開始(同)	5
○同	6
○道路の区域変更(同)	6
○道路の供用開始(同)	6
○道路の区域変更(同)	7
○同	7
○道路の供用開始(同)	8
○都市計画事業の変更認可(都市計画課)	8

公 告

○土地利用基本計画の変更(土地・水対策室)	8
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(NPO・多文化共生推進課)	9
○所在不分明通知(森林保全課)	9
○土地改良事業計画の変更に係る縦覧(農村整備課)	12
○平成25年度前期技能検定の実施(産業人材育成課)	12
○平成25年度技能検定随時3級、基礎1級及び基礎2級の実施(同)	14
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	16
○都市計画区域の変更(同)	16

人事委員会公告

○平成25年度群馬県警察官A等採用試験の実施	17
------------------------	----

落 札

○落札者等の決定(教育委員会管理課)	20
○同	20

■ 告 示

◎群馬県告示第七十四号

群馬県政功労者表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県政功労者表彰規程の一部を改正する告示

群馬県政功労者表彰規程(昭和十三年群馬県告示第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第75号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 桐生市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 桐生市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、桐生市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
桐生市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、桐生市(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第76号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、渋川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

渋川市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、渋川市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	渋川下新田線	吾妻郡高山村大字中山字岩ノ上2355番の3地先から同郡同村大字同字山崎268番の1地先まで	前	12.5~21.6	147.0
			後	15.0~23.0	147.0

◎群馬県告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	嬭恋応桑線	吾妻郡長野原町大字応桑字壳濠1672番の3地先から同郡同町大字同字同1675番の9地先まで	前	11.2~20.1 9.0~37.6	127.9 99.2
			後	9.0~37.6	99.2

◎群馬県告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	吉井安中線	高崎市吉井町本郷字道六神61番の1地先から同市同字久保田580番の1地先まで	前	9.8~20.6	227.2
			後	9.8~23.4	227.2

◎群馬県告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	18号	安中市松井田町坂本字霧積山国有林131林班イ2小班地先から同市同字同国有林131林班ろ小班地先まで	前	19.3~63.1	107.9
			後	8.7~19.3	107.9
		安中市松井田町坂本字霧積山国有林129林班り小班地先から同市同字同国有林129林班ち小班地先まで	前	9.0~20.0	148.0
			後	8.2~17.2	148.0

◎群馬県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	嬭恋応桑線	吾妻郡長野原町大字応桑字唐堀1679番の18地先内	平成25年3月1日

◎群馬県告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字田代字田代尻1048番の1地先から同郡同村大字同字同1049番の1地先まで	平成25年3月1日

◎群馬県告示第83号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県利根沼田県民局沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	145号	沼田市下川田町字下原676番の3地先から同市同字同690番の1地先まで	前	9.0~14.8	109.2
			後	9.0~14.8	107.3

◎群馬県告示第84号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県利根沼田県民局沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	沼田市下川田町字下原676番の3地先から同市同字同690番の1地先まで	平成25年3月1日

◎群馬県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県東部県民局太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	407号	太田市上小林町413番の5地先から同市同369番地先まで	前	9.5～9.7 9.5～11.0	122.8 130.3
			後	9.5～9.7	122.8

◎群馬県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	406号	高崎市倉渕町三ノ倉字小谷戸1725番の1地先から同市同字同1759番の1地先まで	前	8.0～8.9	88.3
			後	8.2～11.5	88.0

◎群馬県告示第87号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	406号	高崎市倉渕町三ノ倉字小谷戸1725番の1地先から同市同字同1759番の1地先まで	平成25年3月1日

◎群馬県告示第88号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認めたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画道路事業 3・4・27号 前橋公園通線
- 3 事業施行期間 平成10年1月27日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県企画部土地・水対策室、伊勢崎市役所及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 変更年月日 平成25年2月21日
- 2 変更内容 都市地域及び農業地域の一部変更(「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成25年2月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人愛和会
- 3 代表者の氏名 片山英彌
- 4 主たる事務所の所在地 太田市新田金井町607番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、心身障害児者が地域で豊かに、生き生きと暮らしていくために支援していくことを目的とする。

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を東吾妻町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
東吾妻町大字須賀尾字十二沢402	丸山和子	
東吾妻町大字須賀尾字十二沢407から409まで、544、字矢久平731	高橋清	
東吾妻町大字須賀尾字十二沢425	轟わよ	
東吾妻町大字須賀尾字十二沢443、450	掛川秀子	共有林
東吾妻町大字須賀尾字十二沢465、466	丸山むふ江	
東吾妻町大字須賀尾字矢久平753の1、753の2	高橋正治	
東吾妻町大字須賀尾字矢久平781	轟のぼる	

(2) 指定の目的 水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
東吾妻町大字須賀尾字三本木1301	橋爪宗一郎	
東吾妻町大字須賀尾字三本木1302から1304まで、1334	高橋清	
東吾妻町大字須賀尾字三本木1310	高橋守	
東吾妻町大字須賀尾字三本木1335	高橋守	
東吾妻町大字須賀尾字堀之内1564	高橋貞三	
東吾妻町大字須賀尾字堀之内1565	渡辺とめ	
東吾妻町大字大柏木字広石125、150	霞勇吉	
東吾妻町大字大柏木字広石141、149	中沢由子	
東吾妻町大字大柏木字広石144	武藤嘉幸	
東吾妻町大字大柏木字広石151の2	加部高司	
東吾妻町大字大柏木字広石154	田代繁男	
東吾妻町大字大柏木字広石甲251	加辺金一郎	共有林
同	加部相三郎	同
東吾妻町大字大柏木字上ノ沢498、500、613	加辺正堂	
東吾妻町大字大柏木字上ノ沢501	加邊昌一	共有林
同	加邊百合子	同
東吾妻町大字大柏木字若宮769の1、769の3	霞嘉平	
東吾妻町大字大柏木字若宮771の1、771の4、772から774まで、775の1、775の2	霞茂	
東吾妻町大字大柏木字若宮793	霞儀八	
東吾妻町大字大柏木字若宮1022、字天神1549の1、1550、1559の1、1559の2、1562、1563の1、1563の2、1573、1556、1560、1561	武藤操	
東吾妻町大字大柏木字若宮1026	武藤栄三郎	
東吾妻町大字大柏木字若宮1027から1030まで、1031の1	霞はる子	
東吾妻町大字大柏木字若宮1033	高橋勇吉	

東吾妻町大字大柏木字殿原甲2076、2077、2083	テクノコーシン株式会社	
東吾妻町大字大柏木字殿原2102の1、2102の2	武藤頼章	
東吾妻町大字大柏木字殿原乙2076	樋田繁蔵	
東吾妻町大字大柏木字猿谷戸2775	高橋郡治	
東吾妻町大字大柏木字下新井2785、2796、2799、2811、2817	高橋恒夫	
東吾妻町大字大柏木字岩鼻3636	高橋はる	
東吾妻町大字大柏木字岩鼻3653	蜂須賀ゆき	共有林
東吾妻町大字大柏木字岩鼻3658の2	小平佐登夫	
東吾妻町大字大柏木字佐奈坂4052、4053	加辺永正	
東吾妻町大字大柏木字佐奈坂4100、字沢入4120	加辺房雄	
東吾妻町大字大柏木字沢入4110	加辺権蔵	
東吾妻町大字大柏木字沢入4114、字滝ノ沢4193	加辺チヨ	共有林
同	加辺邦雄	同
同	加辺三郎	同
同	加辺和男	同
同	加辺順子	同
東吾妻町大字大柏木字沢入4170	加辺清	
東吾妻町大字大柏木字滝ノ沢4198	加部良平	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成25年1月18日群馬県告示第3号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、松義台地土地改良区の土地改良事業計画(維持管理)の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

1 縦覧に供する書類

(1) 変更後の定款の写し

(2) 変更後の土地改良事業計画書(維持管理)の写し

2 縦覧に供する期間 平成25年3月4日から同年4月2日まで

3 縦覧に供する場所 安中市役所及び富岡市役所

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成25年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

1 実施職種

(1) 1級及び2級 園芸装飾、造園、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。)、金属熱処理、粉末冶金(成形・再圧縮に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、横中ぐり盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、心無し研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、放電加工(数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ、切削工具研削(工作機械用切削工具研削に係るものに限る。)、ダイカスト(コールドチャンバダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)及びフラワー装飾

(2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械保全、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。)、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 単一等級 路面標示施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 平成25年6月5日(水)から同年9月10日(火)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ平成25年5月29日(水)に職能協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成25年7月21日(日)
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	平成25年8月25日(日)
○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成25年9月1日(日)
○1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 ○単一等級 路面標示施工	平成25年9月8日(日)

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定する郵便局の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除に係る手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761又は7762

(3) 受付期間 平成25年4月8日(月)から同月19日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会にて交付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、120円分の切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者(金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。)の受検番号は、平成25年8月23日(金)に、技能検定合格者(1級、2級、3級(金属熱処理に限る。))及び単一等級に係るものに限る。)の受検番号は、同年10月4日(金)に、それぞれ県庁2階県民センター前掲示板、群馬県ホームページ及び職能協会の掲示板に掲示する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付 1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課(電話027-226-3414)又は職能協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成25年度技能検定随時3級、基礎1級及び基礎2級の実施について、次のとおり公示する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

1 実施職種

- (1) 随時3級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金(ダクト板金に係るものに限る。)、工場板金(機械板金に係るものに限る。)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)及び工業包装
- (2) 基礎1級及び基礎2級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

- 2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。
- 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所
 - (1) 実技試験
 - ア 実施期日 平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。
 - イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。
 - ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。
 - (2) 学科試験
 - ア 実施期日 平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)までの間において、職能協会が指定する日に行う。
 - イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。
- 4 受検手数料の納付方法等
 - (1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。
 - (2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定する郵便局の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除に係る手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。
- 5 受検申請の手続
 - (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
 - (2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761又は7762
 - (3) 受付期間 随時受付
 - (4) 受検申請に関する注意
 - ア 申請書及び案内書は、職能協会で交付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、120円分の切手を貼ったもの)を同封すること。
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- 6 合格の発表等
 - (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。
 - (2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時3級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。
- 7 その他
技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課(電話027-226-3414)又は職能協会に問い合わせること。

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 組合の名称 千代田町舞木土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成7年12月19日から平成27年3月31日まで
- 3 施行地区 千代田町大字舞木字城下、字駒形、字野分、字檜原の各一部及び大字赤岩字南権現、字熊野、字北権現の各一部
- 4 事務所の所在地 邑楽郡千代田町大字赤岩1895番地1千代田町役場内
- 5 設立認可年月日 平成7年12月12日
- 6 変更認可年月日 平成25年2月18日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

平成25年3月1日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画区域の名称 渋川都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 群馬県渋川市小野子字広町、字宮ノ下、字丑島、字石合、字宮原、字田島、字後久保、字後田、字上手、字鯨谷戸、字井戸上、字八木沢清水、字炭釜のうち784-1、785-2、字柿平、字藤田、字一本木、字八木沢、字又五郎、字油谷戸、字滝岡、字滝岡堂下、字木之間、字釜久保、字荻久保、字大藪、字平沢、字大ヶ谷戸、字上ノ山、字関口、字日照、字唐沢、字染歯、字外河原、字小野子田、字小見山、字北ノ谷戸、字宮、字沢頭、字中田、字田野入、字長福寺、字落釜、字前原、字鳥屋、字三田野、字祖母塚、字東光寺、字戸室、字田野、字城之腰、字南谷戸、字糶屋、字龍王、字宮坂、字金善寺、字大平、字伊久保、字程久保、字細田、字裸岩のうち3565-7、3565-8、3565-15から3565-25まで、3565-28から3565-53まで、3565-55から3565-108まで、3565-235、3565-280、3565-324から3565-329まで、3565-333、3565-334、3565-342、3565-355、3565-374、3565-375、3565-379から3565-382まで、3565-394、3565-413、3565-421、3565-422、字四方木、村上字岩井堂、字北塩川、字塩川、字塩ノ上、字西原、字東原、字石臼、字谷ノ口、字沼出城里、字黒岩、字上中尾、字中尾、字下中尾、字榎平、字鑷沢、字上ノ街戸、字南、字下平、字田島、字堀ノ内、字御甲山、字伊久保、字寺沢、字甲里、字甲里山、字如意庵、字砥石山、上白井字日影山、字大丈、字鹿子、字長峯、字天神、字差合、字大岩、字小麦平、字桐木、字十二沢、字戸屋、字西沢入、字東沢入、字脊畝、中郷字子持のうち2886-1から2888-14まで、2889-42から2911まで、2913-1から2924-3まで、字大野のうち2684-973から2684-1021まで、2688-1、2694-253から2694-258まで、2748-1、2748-3、横堀のうち1397-1から1408まで、字仲子、字淵ノ上、字井戸上、字長久保、字遠原、字沢ノ山、字六万坊、字井戸久保、字仙石のうち1566-1から1566-37まで、1566-40から1566-48まで、1566-156から1566-184まで、1566-193から1566-195まで、1566-221から1566-232まで、1566-241から1566-264まで、156

6-270、1566-271、1566-274、1566-281から1566-283まで、1566-381から1566-410まで、1566-428、1566-451、1566-585から1566-587まで、字寺平のうち1851-2、1851-4、1851-15、1851-232から1851-243まで、1851-276から1851-278まで、1851-312、1851-317から1851-319まで、1851-331から1851-334まで、1851-421から1851-424まで、1851-427から1851-435まで、赤城町津久田、赤城町敷島、赤城町長井小川田、赤城町深山宇山鳥、宇大平、字浅久保、字岩上、字岩根、字鳩屋、字栗谷下、字細井所、字中棚、字五郎入、字上曲輪、字中曲輪、字芳野曲輪、字五料坂、字前林、字仏念、字大久保、字芳ヶ沢、赤城町棚下、赤城町持柏木、赤城町溝呂木、赤城町北上野、赤城町勝保沢、赤城町見立、赤城町滝沢、赤城町上三原田、赤城町三原田、赤城町樽、赤城町宮田、赤城町栄、赤城町南赤城山宇上野窪、宇中野窪、宇夕日上、赤城町北赤城山宇赤城山、宇南平、宇北平、宇今窪のうち460-40から460-481まで、604-1、605、608、610、611、614、615、618、北橘町上南室宇上ノ大道、宇中ノ大道、宇下ノ大道、宇東ノ大道、宇延貝戸、宇相ノ田、宇上ノ原、宇庚申下、宇元原、北橘町上箱田字榎田のうち761、宇中田、宇下虎持、宇虎持、宇五輪平、宇堰上、宇東銭神、宇八分坂、宇西銭神、宇千戸替戸、宇横松、宇林ノ東、宇立芝、宇硯石、北橘町赤城山

■ 人事委員会公告

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定により、平成25年度群馬県警察官A等採用試験を次のとおり行います。

平成25年3月1日

群馬県人事委員会委員長 福島 江美子

- 1 試験区分及び採用予定人員 警察官A(男性)(50名程度)、警察官A(女性)(6名程度)、警察官A(武道指導)(2名程度)、警察官A(男性)特別(25名程度)、警察官A(女性)特別(3名程度)、警察官B(男性)特別(14名程度)及び警察官B(女性)特別(3名程度)
- 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。また、「武道指導」の試験区分で採用された人は、この職務内容に加え柔道又は剣道の指導も行います。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢及び学歴
 - ア 警察官A(男性) 昭和55年4月2日以降に生まれた男性で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (イ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した人又は平成26年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (ロ) 人事委員会が(イ)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - イ 警察官A(女性) 昭和55年4月2日以降に生まれた女性で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (イ) 大学を卒業した人又は平成26年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (ロ) 人事委員会が(イ)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - ウ 警察官A(武道指導) 昭和55年4月2日以降に生まれた人で、柔道又は剣道において卓越した技能を有する人で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (イ) 大学を卒業した人又は平成26年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (ロ) 人事委員会が(イ)に掲げる人と同等の資格があると認める人

エ 警察官A(男性)特別 昭和55年4月2日以降に生まれた男性で、平成25年10月1日から勤務可能な人で、かつ、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学を卒業した人又は平成25年9月30日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

オ 警察官A(女性)特別 昭和55年4月2日以降に生まれた女性で、平成25年10月1日から勤務可能な人で、かつ、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学を卒業した人又は平成25年9月30日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

カ 警察官B(男性)特別 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性で、平成25年10月1日から勤務可能な人。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 大学を卒業した人又は平成25年9月30日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

キ 警察官B(女性)特別 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女性で、平成25年10月1日から勤務可能な人。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 大学を卒業した人又は平成25年9月30日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 平成25年5月12日(日)

群馬県総合交通センター(前橋市元総社町80番4号)

群馬県警察学校(前橋市元総社町80番5号)

県立前橋商業高等学校(前橋市南町四丁目35番地の1)

(2) 第2次試験 平成25年6月中旬から同年7月上旬までに前橋市内で実施の予定(試験の詳細は、第1次試験の合格通知書で通知します。)

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験(択一式)

イ 論(作)文試験(論(作)文試験の採点は、教養試験の結果により行われません場合があります。)

ウ 実技試験(「武道指導」区分のみ)

エ 資格技能審査(「武道指導」区分を除く。)

(2) 第2次試験

ア 人物試験

イ 体力検査

ウ 身体外形検査

エ 身体精密検査

(3) 身体外形検査には、次の合格基準があります。

ア 男性(武道指導を除く。)

(ア) 身長 160cm以上であること。

(イ) 体重 47kg以上であること。

(ウ) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

(エ) 色覚 職務遂行に支障がないこと。

(オ) 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

イ 女性(武道指導を除く。)

(ア) 身長 150cm以上であること。

(イ) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

(ウ) 色覚 職務遂行に支障がないこと。

(エ) 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

ウ 武道指導

(ア) 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

(イ) 色覚 職務遂行に支障がないこと。

(ウ) 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

6 申込手続、受付期間等

(1) 提出書類 申込書

(2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局(県庁26階)、県民センター(県庁2階)、群馬県警察本部(前橋市大手町一丁目1番1号)、県内の各警察署、交番及び駐在所、県の各行政(県税)事務所、群馬県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階)並びにぐんま総合情報センター(東京都中央区銀座五丁目13番19号デュプレックス銀座タワー5/13)で配布します。

イ 郵送を希望する場合は、封筒の表に赤で「警察官A等試験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒(A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの)を同封の上、群馬県警察本部警務課まで請求してください。

(3) 申込手続

ア インターネットによる場合 職員・警察官採用情報ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>)にアクセスして、「インターネット申込(電子申請)」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に50円切手を貼り、群馬県警察本部警務課に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に「警察官〇〇申込」(〇〇には、試験区分を記入)と赤で書いてください。

(4) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、平成25年3月21日(木)から同年4月4日(木)23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付サービスのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、平成25年3月21日(木)から同年4月5日(金)までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

(5) 受験票の送付

ア インターネットにより申込みした場合 平成25年4月19日(金)頃受験票を交付しますが、同月26日(金)までに受験票がぐんま電子申請受付サービスからダウンロードできない場合は、群馬県警察本部警務課(電話027-243-0110 内線2652)にお問い合わせください。

イ 郵送により申込みした場合 平成25年4月19日(金)頃受験票を発送しますが、同月26日(金)までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課(電話027-243-0110 内線2652)にお問い合わせください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登録され、群馬県警察本部長からの請求に応じて、成績順に提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、警察官A(男性・女性・武道指導)は平成26年4月1日の予定です。警察官A(男性・女性)特別及び警察官B(男性・女性)特別は平成25年10月1日の予定です。

8 給与 警察官A採用試験に合格して採用された人の現行初任給月額、202,600円です。また、警察官B特別採用試験に合格して採用された人の現行初任給月額は、短期大学卒で185,300円、高等学校卒で170,300円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されます。なお、このほか地域、扶養、通勤、期末、勤勉手当等の諸手当があります。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成25年3月1日

群馬県教育委員会教育長 吉野 勉

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 群馬県立学校で使用する電気 年間予定使用電力量 19,558,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成25年2月8日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社F-Power 東京都品川区東五反田五丁目11番1号
- 5 落札金額 433,339,572円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成24年12月28日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年3月1日

群馬県教育委員会教育長 吉野 勉

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 群馬県生徒情報管理システム一式の賃貸借

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年2月14日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市天川大島町1125番地
- 5 随意契約に係る契約金額 47,045,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
